

豊富町の意見提出手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、政策形成の過程において公正の確保と透明性の向上を図るとともに、豊富町民をはじめとした住民（以下「町民等」という。）へ積極的な情報提供を行うことによって、町民等の多様な意見を政策に反映し、もって協働のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、意見提出手続（以下「本手続」という。）とは、町の行政運営又は政策の基本的な事項を定める計画その他重要な事項の立案に当たって、必要な資料を公表し、これらについて町民等から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 本手続の実施機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会とする。

3 本手続における町民等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は団体
 - (2) 町内に通勤又は通学する個人
 - (3) 町に対して納税義務を有する個人又は団体
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める個人又は団体
- (手続の対象事項)

第3条 本手続の対象事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政運営若しくは政策の基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (2) 上記のほか、町民等の生活に及ぼす影響が大きい又は町民等の関心が高いもののうち、町長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急性があり直ちに対応する必要がある場合、町民等の意見を聴取する手続を本要綱によらずに行う場合、又は軽微な変更である場合は、本手続の対象としないことができる。

(意見の募集)

第4条 実施機関は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の立案過程において、計画等の案を公表し、町民等から意見を募集する。

2 計画等の案を公表するときは、当該計画等を立案する趣旨、目的及びその他必要な資料を併せて公表するよう努める。

3 実施機関は、意見を提出した個人又は団体を特定しうる情報を公表する場合は、意見の募集時にこの旨を明記する。

(募集の期間)

第5条 実施機関は、町民等が意見を提出するために必要と判断される期間を考慮して、原則として、募集開始日を含む30日以上の募集期間を設ける。

(公表の方法)

第6条 計画等の案及びその他必要な資料の公表は、町役場における閲覧及び町のホームページへの掲載により行う。ただし、実施機関が必要と判断した場合は、その他の方法により公表する。

(本手続の実施に関する周知)

第7条 実施機関は、本手続を実施する場合、町民等への周知を図るよう努める。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出方法は、原則として、書面（様式任意）、電子メール、郵便又はファクシミリによることとする。ただし、実施機関が必要と判断した場合は、その他の方法により意見の提出を行う。

(意見の活用)

第9条 実施機関は、計画等に係る意思決定を行うに当たり、提出された町民等の意見を考慮するとともに、当該意見（当該計画等に関わる意見に限る。）の概要及びこれに対する実施機関の考え方を町のホームページで公表する。

2 実施機関は、提出された町民等の意見に対する個別の回答は行わず、類似の意見及びこれに対する町の考え方をまとめて公表する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。